

ID: 69

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	八頭町総合運動公園条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第93号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第9条 教育委員会は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び八頭町総合運動公園規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第5条 条例第9条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、速やかに八頭町総合運動公園使用料減免申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。 2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、減免の可否を決定したときは、八頭町総合運動公園使用料減免決定(却下)通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。 3 減免する団体及び減免割合等については、八頭町社会体育施設規則(平成17年教育委員会規則第18号)第5条の規定を準用するものとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日